

(別紙1)

### 村上市パブリックコメント手続を行う案件

案件の名称	村上市議会議員定数条例の一部を改正する条例（案）		
意見募集期間	自：平成31年 2月21日 至：平成31年 3月 6日	担当課局	議会事務局
案件の概要	<p>本条例は、新村上市の議会議員の定数を定めるものであり、それまでの合併の廃置分合に伴う議会の議員定数30人を、平成23年3月28日公布の村上市議会議員定数条例により26人としてきたものである。</p> <p>そこで本市議会では、この議員定数を含め、議会基本条例をもとに本市議会の議会改革等について調査、研究することを目的として、平成28年9月30日に議会改革調査研究特別委員会を設置し協議を行ってきましたが、特に、議員定数と報酬については、全議員によるアンケート調査や専門的知見を持つ方々への調査依頼をし、その結果をもとに、今回、当特別委員会で議員定数を4名減の、22人とする事としたものである。</p> <p>このたび、この22人とした定数条例の考えについて、市民のみなさまからご意見を募集し、寄せられたご意見を考慮しながら条例の制定を進めてまいります。</p>		
案件の趣旨、目的及び背景	<p>村上市議会基本条例第20条では、議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、議員活動の評価等に関して市民意見の聴取に努めるものとする事あり、本市議会としては、議会改革調査研究特別委員会を設置し協議を行い、議員定数と報酬についての全議員へのアンケート調査、その上で、外部の意見も取り入れて検討を行うための調査を専門的知見をお持ちの方々に依頼した。この議員定数と報酬のあり方についての調査会の報告では、議員定数については、村上市の人口が減少している中で現行の26名から人口比として減らすこととし、全国平均（全国814市のうち、人口段階5～10万人未満の平均定数）の21名、これに村上市は面積が広いという特殊性を加味してプラス1名の22名とするものでした。</p> <p>そこで、その結果をもとに、今回、当特別委員会で検討を行い、議員定数については、4名減の22人とする事を決定したものである。</p>		
今後の予定	3月定例会での条例の一部を改正する条例の提案を行う見込み。		
備考	議会での検討を進めながら、あるべき定数について、すでに市民の中から専門的知見を持つ方々等に調査を依頼し報告をいただいているので、コメント募集期間を2週間とした。		